

令和8年度第1回鮫川村総合計画等審議会

日時:令和8年9月29日(火)

午後2時～

場所:鮫川村役場2階正庁

次 第

1. 開 会

2. あいさつ 鮫川村長 宗田 雅之

3. 委嘱状交付

4. 会長、副会長の選出について

会長 _____ 委員、副会長 _____ 委員

5. 議事

(1) 鮫川村総合計画等審議会について

(2) 鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の効果検証について

(3) 鮫川村総合計画について

① 策定に係る諮問

② 策定基本方針(案)について

6. その他

7. 閉 会

○鮫川村員総合計画等審議会委員

	所属団体等	氏 名
1	福島大学経済経営学類准教授	藤原 遥
2	学識経験者	石井 哲
3	区長会長	矢吹 仁
4	鮫川村教育委員会教育長職務代理者	阿久津 光市
5	鮫川村連合PTA協議会長	芳賀 正樹
6	鮫川村文化団体連絡協議会長	須藤 幸子
7	JA東西しらかわ鮫川支店長	水野 百恵
8	鮫川村商工会青年部長	遠藤 貴人
9	鮫川村商工会女性部長	本郷 まさ子
10	村民(みんな)の店すまいる店長	須藤 真紀
11	さめがわ豆新聞社代表	高木 千春

○鮫川村役場関係 出席者

所 属	職 名	氏 名
鮫川村	村 長	宗田 雅之
	副村長	板垣 良夫
総務課	課 長	矢吹 かおり
住民福祉課	課 長	鈴木 庄悟
地域整備課	課 長	鈴木 隆寛
教育課	次 長	舟木 正博
こどもセンター	園 長	渡辺 明美
事 務 局		
産業振興課	課 長	我妻 正紀
	課長補佐	中川西 幸雄
	企画商工係長	水野 克哉
	企画商工係主事	芳賀 育実

鮫川村総合計画等審議会設置要綱

(設置)

第1条 鮫川村総合計画等（以下「総合計画等」という。）を策定するにあたり、村長の諮問に応じて必要な事項を調査審議及び総合計画に紐づく施策の効果検証等を実施するため、鮫川村総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画基本構想の審議に関すること
- (2) 総合計画基本計画に関すること
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に基づく鮫川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び効果検証に関すること
- (4) その他総合計画等策定について、村長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 一般住民、商工関係、金融関係、労働関係、学識経験者等の中から村長が委嘱する
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特定の地位や職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、次条第1項の規定により、書面表決等があった場合は、この限りではない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第7条 止むを得ない事情により、委員が会議に出席できない場合において、書面表決又はオンラインによる参加、意見書の提出等があった場合は、会議に出席したものとみなす。

2 前項の場合、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鮫川村条例第8号）に規定する報酬を委員に支給することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、産業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

2 鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱は、廃止する。